

【重要事項説明書】

訪問リハビリテーションサービスのご案内

1 目的

訪問リハビリテーションサービスは、介護保険制度を利用される利用者を対象に、介護支援専門員が立てた居宅サービス計画（ケアプラン）及び主治医の訪問リハビリテーション指示書に基づき、要介護（要支援）状態または様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは、介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

2 運営方針

リハビリテーションを目標に、医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

3 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

介護保険事業所番号	2310608142		
事業所名	MOTETTO 鶴舞クリニック 訪問リハビリテーション kitetto		
管理者	水野 直樹		
所在地	名古屋市中区千代田二丁目8番7号 モテット鶴舞公園1階		
電 話	052-212-9381	F A X	052-212-9382
訪問リハ専用電話	080-4733-9983 (海野)		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

R6年 10月 1日 現在

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1人	—	適正な事業の運営が行われるよう、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

理学療法士 作業療法士	1人以上	0	訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、訪問リハビリテーションを担当します。機能訓練や生活動作の維持・回復に向けサポートします。
事務職員	1人以上	0	必要な事務を行います。

(2) 営業概要

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、祝日及び12月30日から1月4日を除く)
営業時間	午前9:00 ~ 午後6:00

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) リハビリテーションに関すること

- ア. 転倒防止や筋力維持のため、生活の中で行える日常生活の援助とリハビリテーションを行います。
- イ. 運動機能の低下や閉じこもりを防ぎ、外出などへの意欲を高め、「活動」を行うためのコーディネートを実施します。

(2) 家族支援に関すること

- ア. 介護する家族にアドバイスを行います。
- イ. 家族の休息のために関わりを持ちます。

5 利用料

(1) 利用料の負担割合

利用料は、介護保険制度によって定められ、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた金額が利用者のご負担となります。

(2) ご利用料金等の詳細

別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。なお、この一覧表はあくまで参考であり、介護保険に関する改定、利用回数の変更、身体状況の著しい変化、住所（訪問先）の変更等によって変動する場合があります。

(3) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行又はその他金融機関の口座振替によるものとします。毎月末日締め翌月 25～27 日（当日が郵便局又はその他金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日になります。

(4) サービス提供に伴い、必要となる実費等につきましては、別表「ご利用料金一覧表」内の「保険適用外料金」をご参照下さい。

6 加算

(1) リハビリテーションマネジメント加算

日常生活における活動の質の向上のため、リハビリテーションの継続的な管理に対して加算されます。加算によってリハビリテーション会議の開催や、データ提出等が追加されます。

(2) 短期集中リハビリテーション実施加算

退院、退所日から起算して3ヶ月以内の期間に、医師もしくは医師の指示を受けた理学療法士等が集中的にリハビリテーションを行うことにより加算されます。

(3) その他の加算

利用者の身体状況や当事業所の体制状況に応じて、特にお申し込みがなくても自動的に算定される加算があります。（別表「利用料金一覧表」参照）。その場合、全ての加算について、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、算定に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとします。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 訪問リハビリテーション指示書の更新について

本サービスは主治医が作成した訪問リハビリテーション指示書に沿って提供しており、指示書の期限が切れた場合、サービスを提供することができません。

また訪問リハビリテーションの指示期間について訪問リハビリテーションは、原則は当事業所の医師の指示書をもとに、リハビリ計画書を作成し、サービスが提供されます。

訪問リハビリテーション指示期間は、当事業所の医師の診察日より、3 ヶ月以内となります。訪問リハビリテーションを継続するためには、当事業所の医師の診察（診療情報提供書）が3 ヶ月以内1回必要になります。

(2) 災害時等の対応について

本契約期間中または本サービスの提供中であっても、天災等により理学療法士等の生命・身体に危険が生じるなど、本サービスを提供することが不可能または著しく困難な状況が生じたときは、本サービスの提供を中止する場合がございます。

(3) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険（行政機関の指導に基づき加入しているもの）の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

(4) 施設・物品の利用について

訪問にお伺いする担当スタッフは、感染予防のための手洗い等をはじめ、サービスの提供に伴い必要な範囲において、訪問先の施設・物品を利用させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

(5) その他注意事項について

サービス提供の際のトラブルを避けるため、以下の事項にご留意下さい。

- ① 理学療法士等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはできません。
- ② 事業所及び理学療法士等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮ください。

8 緊急時の対応

1. 理学療法士等は、サービス提供中に事故や病状の急変等、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとします。
2. 理学療法士等はしかるべき対応を行い、速やかにご家族、主治医及び介護支援専門員に報告します。
3. 治療や検査等が必要となる事故については市町村に報告するとともに、再発予防に向けた必要な措置を講じます。

9 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得たお客様の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

10 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

迅速に対応いたします。

MOTETTO 鶴舞クリニック 訪問リハビリテーション kitetto

担当者：海野大輔

TEL：052-212-9381 FAX：052-212-9382

訪問リハ専用電話：080-4733-9983 (海野社用携帯)

対応可能日時：月～金 9:00～18:00

(2) 利用者は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

<主な相談窓口>

愛知県国民健康保険 団体連合会	苦情相談窓口	052-971-4165
名古屋市	健康福祉局介護保険課 指導係	052-972-3087

以 上